

平成15年（2003年）

釧路広域連合議会会議録

平成15年10月9日開会
平成15年10月9日閉会

10月定例会

第3回10月定例会

釧路広域連合議会

平成15年第3回10月定例会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成15年10月9日 至平成15年10月9日 1日間

10月9日(木曜日)第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(20人)	1
欠席議員(1人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後1時21分開会)	1
会議録署名議員の指名(高橋亨曳議員、黒木 満議員)	1
日程第1 会期決定の件(10月9日の1日間)	1
広域連合長の発言	2
日程第2 議案第7号ほか上程	2
提案説明	
松倉 助 役	2
質疑・一般質問	
梅津 則行 君	2
伊東広域連合長	4
梅津 則行 君(再)	5
伊東広域連合長	6
戸田 悟 君	7
伊東広域連合長	8
戸田 悟 君(再)	9
伊東広域連合長	9
戸田 悟 君(再々)	10
伊東広域連合長	10
渡辺慶蔵君議事進行について発言	11
花井 議 長	11
議案第7号ほか1件討論省略	11
表 決	
・議案第7号表決(起立多数・認定)	11
・議案第8号表決(起立多数・可決)	11
閉会宣告(午後2時38分開会)	12
署名	13
付 録	
10月定例会議決結果表	14
質疑・一般質問発言項目一覧表	15
10月定例会議事経過	16

平成15年第3回10月定例会

釧路広域連合議会会議録 第1日

平成15年10月9日(木曜日)

議事日程

午後1時開議

日程第1 会期決定の件

日程第2 議案第7号及び第8号

会議に付した案件

1 会議録署名議員の指名

1 日程第1

1 広域連合長の発言

1 日程第2

副広域連合長	菅原	澄	君
副広域連合長	中島	守一	君
副広域連合長	鏡者	和三郎	君
副広域連合長	棚野	孝夫	君
副広域連合長	高野	武	君
助役	松倉	豊	君
収入役	奈良	敏秀	君
監査委員	大田	榮	君
事務局長	林	正昭	君
事務局主幹	山根	誠一	君

出席議員(20人)

議長	21番	花井	紀明	君
副議長	12番	岩渕	鉄男	君
	2番	松井	宏志	君
	3番	細野	勝	君
	4番	田井	博行	君
	5番	吉田	守人	君
	6番	荒城	健一	君
	7番	高橋	享曳	君
	8番	細谷	照雄	君
	9番	宮田	団	君
	10番	土岐	政人	君
	11番	奈良輪	久美子	君
	13番	戸田	悟	君
	14番	黒木	満	君
	15番	酒巻	勝美	君
	16番	月田	光明	君
	17番	梅津	則行	君
	18番	中村	正嗣	君
	19番	渡辺	慶藏	君
	20番	西	直行	君

議会事務局職員

議会事務局長	藤原	昭二	君
議事課長	海老名	正一	君
議事課総務担当 専門員	松田	富雄	君

午後1時21分開会

開会宣告

○議長花井紀明君 皆さん、大変どうもご苦勞さまでございます。出席議員が定足数に達しておりますので、平成15年第3回釧路広域連合議会10月定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

直ちに会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長花井紀明君 会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規定により

7番 高橋 享曳 議員

14番 黒木 満 議員

お2人を指名いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査報告書の提出がありましたので報告をいたします。

欠席議員(1人)

1番 大津 泰則 君

本会議場に出席した者

広域連合長 伊東 良孝 君

日程第1 会期決定の件

○議長花井紀明君 日程第1、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長花井紀明君 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 発言のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月26日の早朝に発生いたしました、平成15年十勝沖地震では、釧路地方も大きな揺れを感じたところですが、幸い当地方では、死者は出なかったものの、多くの住民の方々が負傷され、被害に遭われましたことに、先ずもって、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

本日は、地震発生後の現在も、災害復旧業務等に当たられている中、議員はじめ関係町村長の皆様、ここにお集まりをいただき、平成15年第3回の釧路広域連合議会10月定例会を開催できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本年度は、当広域連合ごみ焼却処理施設建設工事の初年度ということで、関連業務の事務手続を進めているところでありますが、これまでの経過等につきましては、4月末に技術審査委員会を設置後、入札方式や公募基準の決定、発注仕様書の項目等について協議・検討を行い、その後の技術審査委員会において、技術資料の審査、入札条件及び最終仕様書の内容決定の審査等を重ねた結果、去る9月1日開催の第4回の技術審査委員会において、入札参加資格の審査に合格しておりました8社のうち6社に対しまして、最終的に入札参加業者として指名することと決定したところであります。

これにより、指名通知及び予定価格の公表の手続を経て、先の9月22日に、当該6社において、郵送により入札によりその執行をいたしたところであり、今般、落札業者の決定となったものであります。

経過等については以上でございますが、この後、平成14年度決算及び工事請負契約に係る各案件につきまして、ご審議をいただくこととなっておりますので、何卒、よろしくお祈りを申し上げます。

最後に、当広域連合の処理する事務に当たっては、広域ごみの適正処理、施設の安全・安定稼働及び環境負荷の低減並びに構成市町村の財政負担の軽減等に関して、より一層、目的達成に向けてこれら事務を執行していかねばならないものと思うところであり

まして、また、最善の努力をしまる所存であります。

今後とも、当広域連合に対しまして、議員並びに関係住民、関係首長の皆様方の、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます、ここにご挨拶とさせていただきます。

日程第2 議案第7号ほか上程

○議長花井紀明君 日程第2、議案第7号及び第8号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松倉助役。

提案説明

○助役松倉 豊君(登壇) ただいま議題に供されました各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第7号平成14年度釧路広域連合一般会計決算認定の件についてであります。本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成14年度釧路広域連合一般会計決算を議会の認定に付そうとするものであります。

次に、議案第8号工事請負契約の締結に関する件であります。釧路広域連合ごみ処理施設建設工事に関し、47億2,500万円をもって、三菱重工業株式会社と公募型の指名競争入札により契約を締結しようとするものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認下さいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長花井紀明君 これより、質疑並びに一般質問を行います。

なお、あらかじめ通告のありました順序によりまして、これを許します。

最初に、17番梅津則行議員の発言を許します。

17番梅津則行議員。

○17番梅津則行君(登壇) それでは、通告にしたがって質問を順次していきたいと思っております。

工事請負契約の内容、そして、焼却炉の安全性などについて質問をしていきたいと思っております。

ただいま、報告されたとおり、47億2,500万円で落札されたということでした。当初は88億、又は89億などという話でしたから、大変住民の皆さんもとても驚いているところなんです。何人かの方にお話をお伺いしても通常でいけば、7~8億とか10億くらい安くなるのはある程度理解できるけれども、半額というのは甚だ理解できないという声もあちこちで出ておりました。

そこで、今回落札された三菱重工業㈱は実は昨年8月の鹿児島市の焼却施設の競争入札でも209億のところ111億ということで予定価格の53%で落札していると。新聞報道によりますと、鹿児島での落札は全社的に本格的なコスト削減に取り組んだ結果だという、説明をされています。

また、同じ新聞報道なんですが、中国地方のある自治体がメーカーとの交渉で粘ったら、87億を67億に20億円値引きさせることができた。ところが、それから8ヶ月後、東北地方で同じメーカーの同様の施設がさらに10億安い値段で契約をされた。こんなことも新聞報道でされておりました。メーカーによるとさらに厳しい採算で取りにいったというふうに明かされているようですが、要するに実績づくりのための値引きをしたのかという、こういう意味では値があって無きの如しというふうに感ずるところです。

そこで、質問をしたいと思いますが、実績づくりの値引き、もしくはコスト削減の結果、性能発注方式で決めたことだから大丈夫だというご説明もありますが、率直なところは安全面で問題はないのか。もちろん、安ければ安いほうがいいというのはどなたも思っていることですが、大型焼却炉に関して安全性については常々指摘がされているところ、それをこういう値段でいった場合に、安全性の問題は本当はないのかどうか、その点を1点目お聞きしたいと思います。

2つ目には、それでは、仮に47億2,500万円で落札した場合なんですが、予算案で提案されて説明をされていたのは、継続費に関する調書の中では、この15年度から17年度の3年間で99億8,650万円という建設費ということでした。国庫支出金が約17億、地方債が69億、70億くらいと、一般財源が13億ということでした。

契約金額が47億2,500万円ということになれば、それでは、1つ目はそれぞれ国庫支出金や地方債、一般財源の金額は見込みでもどれくらいになるのか、その点をお示しいただきたいと思います。

そして、2つ目には地方債は69億7,850万円ということでした。そして、償還額は78億と。当然、契約金額が違ってきますから、償還の金額も違ってくると思うんですが、どれくらいの償還金額を見込んでいるのかお示しをいただきたいと思います。

次に、安全性について、少々お聞きしたいと思います。三菱重工業㈱ということで、今定例会で提案されておりました。それでは、三菱重工業㈱が受注した焼却施設で過去5年間、トラブルや事故の有無、もし、そういうものがあればその原因と対策について、当然、情報収集をされていると思います。その点をお示しいただきたいと思います。

私が聞いた範囲では2001年の7月に、いわき市の南部清掃センターの2号炉で電極トラブルの漏電があったということはお聞きしています。発生した塩化水素

を触媒する時の触媒した後にですね、塩が壁の部分に縦になるところ横になって、なかなかそここのところで電極トラブルということで、こまめに清掃することで対応したということですが、それ以外にないのかどうか。安全性の面でその点をお聞きしたいと思います。

それから、安全性についての2点目は、調べて見ましたら三菱重工業㈱というのは、確かほとんどストロカ式が非常に実績を持っている会社だと、調べてみたらそうになっておりました。この5年間を見ましても、ガス化溶融炉の流動床式で他の全国の自治体で契約を結んだところはなかったかと思えます。

そういう意味では釧路が初めてのところということになるわけですから、確かに、モデルプラント20トンで280日稼働させたということは調べてみましたが、実際にはこの広域連合での炉は120トンですから、炉の6倍の大きさになるということになります。ある本によると、専門家は5倍以上になるといろいろと障害になってくるものとか出てくるんじゃないかと指摘もされています。

三菱側にとってみれば、実際の大型炉の実証データを持っていない中で、この広域連合の場合の炉が実証プラントということになるんだらうと思えます。

そこで、2001年に青森市で起きた荏原のガス化溶融炉のボイラー閉塞事故なんですが、これもスケールアップ、要するに10トンなり15トンの炉でやってきたけれども、それを実際に大型になった時には思いもよらぬトラブルがあると、このように聞いております。これが2つ目に大きく懸念されます。

そういう意味でお聞きしたいと思うんですが、1点目はスケールアップによる思いもよらないトラブルというのは、想定されないのかどうか。

2点目には実はそのことは他の自治体でも大変懸念していて、豊橋市、これは三井造船のガス化溶融炉ですが、三井造船が全国2例目のガス化溶融炉ということで入札したところですが、そこでこのスケールアップによるトラブルの保証、これが大変気になるということで、使用機器の熱分解ドラムや溶融炉や破碎機などは通常は2年から3年のかし担保というんですか、それを自治体自身がそのメーカーと直接交渉して5年間に延ばしたというふうに豊橋市の方からお聞きしました。ということでは、もっと自治体が主体的にそういうことに関わるべきじゃないかと思うんですね。それは、後にして、とりあえず、そのスケールアップによるトラブル保証をどのように考え、どう契約上対応していくのかお聞きしたいと思います。

3つ目は、事故防止マニュアルについてお聞きします。最新鋭の大型焼却炉の事故については、前回のこの広域連合の議会でも質問をさせていただきました。歌志内市や出雲市の例などを上げました。そういう不具合はあるものだというお答えがその時はされたと思

うんですが、しかし、今回はそうはならないと思っています。

それは、2002年1月愛知県の東海市の灰溶融炉の爆発事故。ここでは、重傷3人、軽傷7人ということで水蒸気爆発が起きた事故がありました。

それから、2つ目には今年の7月、青森県の弘前市です。もちろん、ガス化溶融炉ではございませんが、ガス化溶融炉になるんでしょうかねこれも。プラズマ式ですから。電気溶融炉という灰溶融炉施設で40トン2基のところですが、これも、水蒸気爆発が起きて職員2名が全治1週間のけがをしています。

それから、3件目には、去年の11月に青森県のむつ市で、これは70トン炉の2基のうち1基が試運転から本運転にかかわる際にですね、爆発事故を起こしているという、不具合とはちょっと言えないと思うんですね。実際の爆発事故が起きていると。

例えば、去年から今年にかけて、出雲市や歌志内市のような例とは別に、こういう事故が起きていることから、3つ質問します。

これらの爆発事故については当然、情報収集もしていますから、広域連合としてどういうことを学んで教訓として考えているかをお聞きしたい。

2点目には事故防止や事故を想定したマニュアルとこのを検討すべきじゃないかと思うんです。それを検討する予定があるかどうか。

3点目にはこういう事故を、過去の事故と言ってしまうとそれまでです。しかし、これから広域連合で契約しようとするそのガス化溶融炉に関わる様々な事故の教訓を今度入札した時にどういうところに生かしていくのか。事務作業上にいろいろ生かしていくという段階から乗り越えて、契約の段階になってきている訳ですから、具体的にどういうところに生かしていくのかお聞きして、1回目の質問にします。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 梅津議員のご質問にお答えいたします。

焼却施設の管理運営の中で、予定価格の半値落札による安全面の問題はないかと、このようなご質問であります。

本工事のように、性能発注方式で施設を建設する場合は、業者見積を参考に予定価格を設定するため、入札の方法や入札に参加した業者の手持ち工事の量などで、落札価格が大きく変動する場合があります。ここ数年の入札実績では、予定価格の50%以下で落札した事例もありますし、議員ご指摘の昨年の53%というそういった例も見受けられるわけがあります。

平成15年度、本年度は全国的にごみ処理施設の発注案件が少なく、そしてまた、数少ない今回200トン以上の大型案件であるこの釧路の広域連合施設が、この

ような低価格帯、いわゆる40億円台が1社、50億円台3社、60億円台1社、80億円台1社と、このような競争となったわけでありまして、これは、市場原理が働き、シビアな価格競争が行われた結果だと考えられまして、財政事情が厳しい中で、当初予算額を大幅に下回る金額で本工事が契約できることは、広域連合の6市町村の住民にとっても非常に喜ばしいことと思っております。

この工事で採用した性能発注方式では、発注仕様書に規定した機器の能力や性能を確実に履行する責任が請負者にあるわけでありまして、契約金額の多少にかかわらず、所定の安全性は確保されると考えております。

また、建設費にかかる継続費が今後どうなるかというお尋ねであります。今回の入札の結果、建設費に係る3ヶ年の継続費は約100億円となるわけでありまして、これが約50億円に半減する見込みであります。

内訳といたしましては、国庫補助金が約17億円から約8億円になります。地方債は先程69億数千円というお話がありましたが、この70億弱が35億になるわけでありまして。また、一般財源は約13億円が約7億円に減額となる見込みであります。なお、この金額は来年度以降に発注予定となっている取付道路や北電の引込工事などの関連工事費は未確定であるため、あくまでも概算としてお聞きいただきたいと思っております。

また、地方債の借入額が減額になったことにより、工事期間を含めたこの18年間の元利償還金の総額は先ほどご指摘ございました78億円から約40億円まで減額される見込みであります。各市町村の負担金についても同様であります。

また、入札参加業者の中での事故及びトラブルがあった場合というお尋ねであります。参加業者の選考過程の中で、各メーカーに対しまして、平成14年度以降に稼動した最新施設の稼動状況や問題発生の有無を報告させているほか、マスコミ報道のありました事故などにつきましては、直接メーカーではなくて、当該施設に連絡をとって事故の状況を確認したほか、メーカーにも事故原因と対策について個別の報告を求め、これらの結果につきまして、業者選定作業に反映させたということでありまして。

また、三菱重工業㈱が建設した施設に関わる事故事例につきましては、千葉県野田市のごみ焼却施設の改造工事におけるバグフィルターへのろ布損傷事故、それからご指摘のありました福島県いわき市の新設ごみ焼却施設における灰溶融炉の漏電事故などについても承知しておりますが、調査の結果、いずれの事故も焼却炉の本体構造に関わるような重大なものではなく、三菱重工業㈱の責任で速やかな原因究明と対策が取られていることから、適切に対応されたものと認識をいたしております。

本施設におきましては、施設の稼働状況やトラブルの発生につきましても、積極的に情報公開を行って行く所存でありまして、安全な施設建設と運転管理に万全を期してまいりたいと思います。

それからまた、スケールアップのお話もございましたが、この三菱重工業(株)の都市ごみ対象の実証炉稼働実績は20トン炉にとどまっておりますが、国の「ごみ処理施設性能指針」これでは、既存実証施設の10倍程度まで規模拡大は可能としております。三菱が平成13年7月に取得した日本環境衛生センターの廃棄物処理技術検証結果書の中でも、「1炉につき、1日当り150トン」までの規模拡大が可能と明記されております。

さらに、流動床式ガス化溶融炉は、既存の技術であります「流動床式焼却炉」と「灰溶融炉」また「排ガス処理設備」これらの技術を組み合わせたシステムでありまして、三菱重工業(株)はそれぞれの技術において十分な大型施設の施工実績を有してしておりまして、スケールアップに関する技術的な対応は十分に可能であると考えております。

また、本工事で契約上のかし担保期間を3年間と設定いたしまして、機械設備に発生しがちな初期トラブルに対するメーカー責任を明確にしております。三菱は更に2年間の保障期間延長を申し出ているところであります。

また、事故防止に関してであります。事故から学ぶ教訓についてということでもあります。東海市、むつ市、弘前市等、これまでも発生した事例があったわけですが、いずれも本工事で採用する流動床式ガス化溶融炉とは異なった方式の施設で発生した事故であります。

また、作業手順の間違いや事故時の対応のまずさなど、人為的なミスが重なって発生した事故と私どもは承知しておりまして、この釧路広域連合の本施設においても運転員の教育、操作マニュアル、事故対応マニュアル等の整備が極めて重要であると考えております。

また、事故マニュアルの検討についてということでございますが、三菱重工業(株)はこれまでに手がけた、ご指摘のありました全国各地で170箇所以上のごみ処理施設の稼働実績がありまして、ごみ焼却施設の総合管理手法を確立しており、本施設においても、ガス化溶融炉特有のシステム構成や地震多発地帯である地域特性なども考慮しながら、本施設オリジナルの事故防止マニュアルや事故発生時の緊急対応マニュアル等を策定していくことになると考えております。

過去の事故教訓の活用についてでございますが、施設完成後の運転管理につきましては、他のごみ処理施設で発生した事故事例などを教訓にいたしまして、試運転の開始前に運営組織の構築や職員の配置を完了し、運転管理に当たる職員に教育訓練を十分に受けさせる

など、技術の未熟による操作ミスの発生を防止していくほか、事故発生時の緊急対応が間違いなくできるよう、緊急対応マニュアル等の整備を行い、事故対策には万全を期してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長花井紀明君 17番梅津則行議員。

○17番梅津則行君(登壇) 2回目の質問をさせていただきます。先程、各地で起きている事故については人為的なミスというのが、どこでも結果は出されているということでした。弘前市の場合にもマニュアル外のことを操作して、そして起きた事故というふうに指摘をされておりました。

むつ市の例で話しましょうか。詳しい中味は僕らもよくわかりませんが、人為的な原因というのは火を消した後に再点火条件が整っていないにも関わらず、再点火をしたと。ところが、本来であればその再点火できる状態になってなければ、要するにそういう条件が整っていなければできないようなシステムには必ずなると思うんですね。それでも起きているということなんですよ。要するに、むつ市の場合の事故はその再点火されないよう、条件が整わなければされないようなシステムを使用しない状態で再点火したということになっているわけですね。

ですから、ある程度、今、連合長は基本的には事故は起きないように、そういうふうにならざるを得ない問題、教育の未熟さの問題、いろいろやるといっても、もうちょっと具体的にいろいろとそれぞれの事故の原因と対策については整理して、想定されることの対応策を整理していくことが必要じゃないかなと、このように思います。

ですから、一般論とは言いませんけれども、ある程度、大筋、大枠はわかりますが、具体的には今言ったような例が1つ上げられるわけで、そここのところをきめ細やかに、なおかつ対応策をしっかりとっておかなければならないというふうに思いますので、その点をもう少し踏み込んでお答えをいただきたいと思います。

2つ目には、人為的なミスというのがどこでも言われています。むつ市の場合には三菱も関わっているはずなんですね。確か。それで、むつ市の場合の事故原因の中に、なかなか中味に入ってしまうと難しいんですが、人為的な体制がどうだったのか、その未熟さを補うための教育がどれだけどうやられたのかということまで、しっかり把握していかないと、根本的にはそういう人為的な体制の問題が大きな問題としてあるんだと思うので、そここのところは本当にきめ細やかにやっていただきたいと思います。

そして、2点目には私はそのことが起きている背景について、連合長の認識をちょっとお聞きしたいと思うんです。というのは、気になるのは、9月に我が国を代表する大手メーカーの工場がガス爆発事故や大規

横火災が起きました。それで、ある新聞の社説を読ませていただきましたら、効率的な生産の基盤が以外にもろいことだと。

それは、日本の製造業は今、人員の削減に全力を上げてきて、今年の3月期の決算を大幅、増益の企業が目立ったけど、一方で熟練工員の減少も目につきリストラの後遺症というのが、その影響が心配されると。

同様に昨年10月にも三菱重工業(株)の長崎造船所で建造中の豪華客船が炎上した。いずれも合理化の影との見方もあると、こういう指摘があるわけですね。

ですから、今の時代リストラがずっと進められていていますから、そのところで、その後遺症の影響が、心配されるんじゃないかと、その点を含めてですね、ただ人数がどうしたこうしたということだけではなくて、そういう背景も一方であると。そのことを踏まえての対応をしていかなければならないんじゃないのかということについて、2点目には連合長の認識をお聞きしたいと思います。

3つ目は、2月の議会では不具合の発生ということ、その後いろいろな対応ができていくからいいというけれども、実際には爆発事故ということになれば、これはもう不具合の発生という認識ではないと思うんですよね。これはやはり事故という認識でありますから、そういう意味では実績があるというけれども、実際には三菱重工業(株)にはガス化溶融炉の稼働実績はないわけで、その点でもっとも自治体自体が三菱重工業(株)といろいろな分野で話をしていかなければ、具体的な話をしていかなければ、先程豊橋市の例も言いましたけれども、主体的にいかなければ、これは大変なことが起きてくる。また、責任もメーカーだけの責任だけでは終わらない中味になると思うんですね。そのところをどういうふうに進めていくのかお聞きしたいと思います。

私は、基本的には稼働実績がない中で、こういう仕様書だけで安全性というふうに連合長は言いますけれども、技術面でも操作についても十分に確立されていない設備、こういう認識でいます。ですから、今の段階でまだまだ稼働実績のない、なおかつ実績を取っていきたいという企業側の意図もありながら進めていく中での背景もありながら、そういう面で考えると、これは、そもそも論でガス化溶融炉については、私は再考すべきだと思います。これは、意見だけで述べておきます。

以上、さっき言った3件の質問にお答えいただいたと思います。以上で質問を終わります。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 再度のご質問がございました。青森県むつ市の事故についてですが、私どももこれにつきましては十分に広域連合

事務局の方で現地に連絡を取り、そして、また、メーカーだけでなく、現地自治体からお話をお伺いしているところであります。

これは、概要は、試運転時、ごみ処理の試験を始めてから、約20分後にガス燃焼用の放散棟の中で爆発を伴う異常燃焼が起きて、煙突を覆っていたアルミ合金板が飛散し工場事務所等のガラスが割れたという事故でございます。

細かくは先程お話ししましたように、複雑な話でありますから、ちょっと割愛をさせていただきますけれども、本来使用すべき補助バーナーとは別の火力の小さい種火のみを使っておりましたために、多量のガスが一気に流入したことにより種火が吹き消されてしまった。そしてまた、本来、放散棟に可燃性ガスが流入しなくなるまで空気を流してから、このパイロットバーナーを点火するところですが、そのまま、再点火してしまったことによりまして、この放散棟内部に残っていたガスが異常燃焼したものであります。

お話ししましたように、再点火条件が整わないと、再点火できない制御システムが設置されていたわけですが、このシステムを作動させていなかったという、これまた、極めて人為的なミスであろうというふうに思うところであります。

どんなすばらしい、どんな超高度な計器類、あるいは機器類においても、人為的なミスが重なりますと、これはやはり事故は起きるということ、我々には肝に銘じておかなければならないと思うわけであります。

これは、単にこういった焼却炉だけではなくて、これは全ての機器類について言えることだろうと思っております。先程からお話し申し上げておりますように、人為的な体制、あるいは教育、さらにはまた緊急時対応のマニュアル等につきましても、きめ細かな対策を講じてまいりたいと思っております。

9月におきましては、新日鉄の事故だったと思えますけれども、ガス爆発事故であります。私も新聞記事を読みましたけれども、近年多発する大きなメーカーの工場並びに火災、爆発等々の事故。確かに、人員の削減が熟練者の減少によりまして、未熟な者、教育のまだしっかりしていない者が管理する中で起きた人為的な事故というのは、相当数あるわけでございまして、これらをやはり我々はこれから回避するわけですから、大きな教訓にしていかなければならないと思っております。

幸いにいたしまして、あまりこれは商売として考えて合理化、合理化というお話ではございませんので、まず、安全第一をモットーにいたしまして、これらの対策を今後講じていきたいと思っております。

また、議員のお話にありましたように、このガス化溶融炉施設というのは、これは、一番最初の昨年の8月にそれぞれ大学の先生あるいは高専の先生等と、専

門家の先生方が出された結論でありまして、私どもがここにいる誰一人もこの細かな技術基準に反論できたり、あるいはまた、大学の先生や専門家を上回るような意見を申し上げることに、なかなかならないわけでありまして、そういう中でこのガス化溶融炉という方式が決められ、そしてまた、今日それに基づいてここまであらゆる経済性、安全性を含めた、100項目に及ぶ項目をチェックして、そして今日ここに至っておりますので、今の段階では、私は最良の選択であったと、このように考えているところであります。

いずれにいたしましても、事故発生ということにつきましては、最大限の意を用いて、その対応策、事故を起こさない運営のあり方等々につきまして、意を用いてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長花井紀明君 それでは、次に13番戸田 悟議員の発言を許します。

13番戸田 悟議員。

○13番戸田 悟君(登壇) 発言通告をさせていただきましたが、ごみ処理施設建設工事入札結果の問題点についてお伺いをいたします。

初めに入札までの経過と結果の問題認識についてありますが、議案第8号として工事請負契約の締結に関する件として提案がなされておりますが、釧路地域での初めての本格的なごみ処理施設の整備事業であり、技術検討委員会からも実績面を重視したメーカー選定を行うべきという答申があったにも関わらず、最終的にガス化溶融炉を一基も受注していないメーカーを指名し、結果としてそのメーカーが落札をしました。

このことは釧路広域連合として見識を問われることであります。

ごみは経験工学的な面が強く、北海道歌志内地域、島根県出雲地域、熊本県水俣地域など、メーカーの1号機となるガス化溶融炉を導入した自治体でのトラブルが相次いでいる事実。記憶に新しい三重県のRDF発電設備の爆発死亡事故もごみへの知見の欠如が引き起こした一例といえます。また、こうした新規算入メーカーの中には、既に廃棄物処理プラント分野から、出雲を施工した日立製作所、歌志内を施工した日立金属が撤退をしている事実があります。

メーカーは賠償金を支払って撤退すればよいとする事実と釧路広域連合はごみ処理施設の今後の20年間にわたって、一般廃棄物の処理責任を果たしていかなければならない現実。技術検討委員会の実績重視の答申もこのような状況を踏まえてのものだっただけに、これを無視して実績のないメーカーを指名した見識を問うことから、明快な見解をお示しください。

今回の入札に関して、議会答弁において安ければいいというものではないと明言されたにも関わらず、現

実は最低制限価格の設定がなされなかった。ごみ処理プラントメーカー間の競争は極めて激しい状況にあり、特に今回のように実績のないメーカーを指名した場合、ダンピングによる落札という結果は十分に予想できたことであります。

予想どおり予定価格の約半額での発注となることは性能発注方式とする釧路広域連合として、施設の性能面で大きな懸念が生じたことはもちろん、構成自治体6市町村が望んでいた建設工事において、地元企業を活用する育成の観点も反映されず、全く失われる結果となります。昨今の経済状況を踏まえると、地元企業の活用がなされないことは、深刻な問題と認識しております。今日までの釧路広域連合議会における答弁の整合性ととも、地元経済の影響も含めて現在の認識を問うことから見解をお示しください。

次に、今後の建設工事と管理についてお伺いをいたします。

1点目、技術審査においてアフターサービス体制は地元業者の活用を想定したサービス体制を提案されていると思いますが、その内容を確認するとともに、今回の低廉な落札価格に関わらず、地元発注の確保とその履行を確実なものとするよう管理すること。

2点目、落札したメーカーの方式はごみ供給装置で頻繁にトラブルが起きることが分かっていることから、ごみ供給システムのトラブルはごみ処理施設にとって致命的なものであり、破碎、選別装置などの選定には十分、留意、指導することはもちろん、万一の場合に備え、特にごみピット容量は過剰なくらいに余裕を持たせた設計とし、仕様書の数字を下回る設計とならぬように、特に落札した受注するメーカーとしては、1号機であることを十分に留意して管理すること。

3点目、本施設は収集車によるごみの搬入だけではなく、一般持込車による搬入も想定されていると思いますが、ごみの搬入を円滑に行うためにも、投入扉数は多めに設計し、作業を円滑に行うための充実した場内融雪設備の設置に努めること。

4点目、9月26日早朝に地震が発生しましたが、今年春の政府地震調査委員会による答申にも自分たちが世界有数の地震多発地域に生活していることを強く再認識しなければならないことであります。ごみ処理施設は地域の生活を支える重要なインフラ設備であり、技術検討委員会が示したことは、釧路広域連合も十分に認識していると思いますが、今回のごみ処理施設建設に当たっては、この耐震安全性を極めて重視し、構造体について耐震、安全性基準の二種を堅持するとともに、重要度係数については1.25を確保することは最低限必要であることを踏まえて、建設されなければならないこと。

5点目、水資源の有効活用をすることから、湧水などに加えて、屋根降水水の積極的な利用をすることを

認識しておりますが、この画期的なシステムを実現するよう確実に管理し、施設稼働後は実際にどの程度活用が図られているのか、実績を毎年報告する義務を明確に実施すること。

6点目、用役費、維持管理補修費の低減を図ることから、15年間のランニングコストを確約書において保証されていると認識しておりますが、この確認についてはチャンピオンデータを採取しやすい試運転段階での確認にとどまることなく、実際の操業に入ってから毎年精査して、メーカー側の問題による費用の増大については、厳しい態度で改善に取り組んでいただきたい。特に落札したメーカーは当該設備の稼働実績を保有しておらず、こうした実用施設でのランニングコストが果たしてどの程度かかるのか、把握できていないことなどから、試行錯誤を繰り返すと考えられるため、しっかりとした管理が求められますので、以上のことから、建設工事と求められる管理についても明確な見解をお示しください。

1回目の質問を終わります。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 戸田議員のご質問にお答えします。

実績重視すべきと、そしてまた、議会の答弁とは違うのではないかというお話でございますけれども、平成14年の9月に取りまとめられました、技術検討委員会のこの報告書では、実績重視とともに信頼性の高いメーカーを選択するように付帯意見がありました。

議員のご質問にもございましたように、ごみ処理技術は経験工学とも言われており、委員会の報告書を踏まえて進めてきた一連の機種選定・発注作業の中では、ごみ焼却施設の建設実績は十分にあり、ごみの特性を熟知している信頼性の高いメーカーであることを最も重要な業者選定の条件としてきたところであります。

さらに、耐震構造や寒冷地対策の実績など、地域特性に関する項目や、建設業法に基づく経営状況審査結果など、企業の実績や安定性に関する項目も加えて総合的に入札参加業者の選定作業を進めてまいりました。

落札者の三菱重工業㈱は、自治体におけるガス化溶融炉の受注実績はありませんが、横浜市的一般収集ごみを20トンの実証炉で、延べ280日以上、合計2,847トン処理した実績を有しており、自治体が受注する施設として国庫補助の採択基準を十分に満たしているところであります。

そもそも流動床式ガス化溶融炉は、既存技術の「流動床式焼却炉」と「灰溶融炉」及び「排ガス処理装置」を組み合わせた比較的新しいシステムであります。三菱重工業㈱はそれぞれの機器について自社技術を有しており、全国の自治体において十分な実績を有して

おります。

これらのことから、今回の入札では、実績と信頼性を十分に兼ね備えた6社が入札に参加いたしまして、そのうちの1社が落札したと考えております。

また、最低制限価格の設定についてお話ありましたが、本工事では入札に参加を希望する業者の中から、資格審査や技術審査を経て契約内容に適合した工事の履行が十分に期待できる6社を選定・指名し入札を実施したところであります。

これらの手続を経て選定された6社は、契約内容に適合した工事の履行が十分に期待できる者であることから、最低制限価格を設定して、これを下回る価格で入札した業者を排除することは、競争入札における競争の利益を阻害することになるほか、入札における透明性や客観性を確保する意味からも最低制限価格を設定しないことが適切と判断したところであります。

最近の会計検査院の見解では、本件のような特殊工事の場合、性能発注方式をとることから、最低制限価格は不適用とすべきとしており、最低制限価格によって失業者が出た場合は割高な契約であり不当だったとして、最低入札価格と契約価格の差額の補助金相当額を返還させた事例が発生いたしております。単に地元企業の受注機会を増やすだけという理由で、最低制限価格を設定し、高額な入札を許容するという社会情勢にはなっていないと考えるものであります。

地元企業の活用についてであります。本工事の発注手続の中では、見積設計図書書の提出を受ける段階で、各メーカーとして地元発注が可能な工種につきまして検討をいただいております。受注の暁には、建設工事とアフターサービスについて地元企業の活用に最大限配慮をしていただくよう、求めてきたところであります。

本案件が当議会の議決を受け、本契約となった後は、地元業者も候補に加えた下請業者の選定など、あらためて地元企業の活用について要請をしまいたいと考えております。

また、地元企業の活用、具体的内容についてということでございますが、地元企業の活用につきましては、あらかじめ三菱重工業㈱から提出を受けていた地元業者でも対応が可能と考えられる工種のリストに基づいて、改めてこの地元業者の活用について要請をしまいたいと考えております。

また、今後行われる実施設計におきましては、地元雇用の運転員でも十分対応できる操作の容易な運転管理システムの設計を求めていくほか、使用する機器につきましても、地元企業でアフターサービスが可能なメーカーの機器を選定するよう要請をしまいたいと考えております。

また、たくさんの要望・留意点についてのご提言をいただきました。非常に勉強され、貴重なご提言だと

このように受け止めております。それぞれの項目につきまして、今後の実施設計の中で私どもも十分に留意し、必要性が認められるものにつきましては可能な限り実現を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の建設工事を進めていく上で、発注仕様書に規定する機器の能力について完全な履行を求めていくほか、最新の技術動向につきましても、注意を払いながら施工監理を行い、他のモデルとなるような施設づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長花井紀明君 13番戸田 悟議員。

○13番戸田 悟君(登壇) ただいま、質問をいたしました件について順次ご答弁をいただきました。

ここで、私は今日まで主体自治体である釧路市議会において、ガス化溶融炉という部分を勉強して将来に渡って大切な施設であるということで提言をしてきた人間として、間違いのない施設を作っていただきたい、その思いがあります。

今回、私なりに勉強してきて言えることは、まず20年間使う施設であるということ。安価であるがゆえに本当にそれできちっとしたものができるのであれば、私は正しいという判断を持ちますが、今までの経過からするとあまりにも安すぎる価格であります。そうすると、これからこの建設工事が行われようとするならば、今までは、実際、釧路広域連合としてはしっかりとした仕事をしてきたという認識を持ちます。

この先はどうなるかという判断を持つと、メーカーと釧路広域連合という自治体が責任を持ってその責任を問われながら施設建設をしていかなければならない、こういう現実に向かうと思います。

私からすると、釧路広域連合は、メーカーから軽視された、そういう認識を持ちます。性能発注であれば、本来、釧路広域連合が委任をした技術検討委員会の学識者の方々は、それに精通した方々であります。

今回8社から6社に指名が確定しましたが、その方々がきちっとした実績あるものを危険度を回避してここで判断をしていくべきだという答申をしたこと、私が勉強してきた経緯からすると、本来指名されるのは4社という認識を持ちます。

広域連合としては6社を指名し、今回の結果を得たというふうに思います。ここで、1点大きい問題としてお聞きします。今回受注をされた三菱重工(株)は国土交通省、東北地方整備局発注工事と東京都発注工事の専任の主任技術者を重複して配置していたための建設業法第26条第3項に違反、同法第28条第1項に該当するとして、平成15年9月18日、関東地方整備局建設業許可部局より、指示処分を受けました。

この日は釧路広域連合の郵便による入札投函最終日であり、開札は22日であります。これによって指名停

止措置期間は平成15年10月7日から平成15年11月6日までの1ヶ月間あります。

この点で1点目お聞きしたいのは、この関東地方整備局によって9月18日に違反であるという明確な指示処分を受けた時点で三菱重工(株)から釧路広域連合に対して、その指名停止を受けるという現実になったという通知があったのかどうか。あったとするならば、メーカーとしてはその基本的考え方を持ってしかるべきだと思います。

良識ある企業であれば、この指示処分を受けた時点で入札を辞退するのが本筋であります。なおかつ、本契約が指名停止期間となれば、メーカーとしてあってはならない行為の結果であり、建設業者であれば最低限度の良識の範囲であります。それをできない企業が良質の施設建設ができるんですかと、判断することは非常に不可能であります。メーカーとしては、今回のこのような企業としての状況を判断した時に、辞退をしていただくべきではないのかと、そういうふうに見える次第であります。

この点について広域連合としてどのように取り組むのか、お考えをお聞かせください。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) まず、冒頭、大変に安いというお話でございますが、自治体の負担、住民の負担という考え方からしますと、公正な入札、厳しい各社間の入札によりまして大変に当初の予定金額を下回ったということは、私どもにとりましてはありがたいことだと思っております。

ただ、安かろう悪かろうというのはうまくないわけでありまして、私は戸田議員に前の議会でお話をさせていただきましたのは、名もない、いつつぶれるか分からない、将来の長い間の保証が期待できない、そういう業者が入札に単純に参加してきて、ダンピングして落とすということに対する危惧を申し上げさせていただきました。

今回、先ほどから何度も答弁させていただきますように、およそ100項目にわたる事細かな全ての事項につきまして、点数をつけ総合的にこれらの判断をし、信頼性における8社の中から、6社を選定させていただきました。4社にすべきというお話ございますけれども、総合点数が一番低かったいわゆる15年間のランニングコストがあまりにも他とかけ離れて高かった業者に下りていただくことにいたしましたのと、もう1社は他自治体におけるトラブルで半月間にわたりごみ搬入が出来なかったという事例が発生したため、当初の、10日間以上そのような事故のあったメーカーを、私どもは指名しないという、この2つに基づいて、8社から6社になったものであります。

この入札の結果、広域連合といたしましては、この

メーカーとともに、先程からお話し申し上げておりますように、安全性そして運転の信頼性、あるいはランニングコスト等々、全ての面をクリアできるような全国のモデル施設となるような、施設建設に向けて頑張っ
てまいりたいとこのように考えているところであります。

さて、その三菱重工業㈱が、これは関東でしょうか、東北でしょうか、東北地方の整備局発注工事と伺って、そうですね、東京都の別工事の主任技術者が重複したという話であります。これについてであります、9月18日に当局の文書による通知がこのメーカーからあったということであり
ます。

今回の指名停止の理由となりました、建設業法の違反内容につきましては、国土交通省東北地方整備局が平成12年度に発注した山形県内の排水機場ポンプ設備改良工事に専任の主任技術者を配置して
おりましたが、平成13年度に発注した東京都の別の工事の主任技術者と重複して届出をしたことによりまして、これが判明し建設業法第26条第3項の違反となり、同局が建設業法に基づく指示書による監督処分を行ったものであります。

この件につきまして、詳細な報告を求めたところ、この同局から再発防止策の実施など3項目についての指示を受け、現在、社内において職員研修や業務監督体制等の整備に取り組んでいるとの報告を受けたところ
であります。

今回の監督処分を受けまして、釧路市契約管財課と協議をいたしました結果、「北海道内、もしくは釧路市の発注工事において建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手側として不適当である」とする釧路市建設工事等指名停止基準には該当しないわけであり
ますから、この広域連合といたしましても仮契約の締結の見直しなど新たな処分は不要としたところであります。

これは、あくまでも釧路市の基準では、道内ということに限定してございます。道内の建設業法の規定に違反した工事ということで、この指名停止基準を設けておりますことから、新たな処分は不要とされている
ところであり、ご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

ちょっと説明が足りないところがありました。先程9月18日に連絡があったという、これは国から郵便によりまして、9月18日付けで郵送され、三菱が受理したのが9月19日翌日であり
ます。そして、9月19日から22日、これは土日かかっておりますので、この時期に受けとって、三菱から指示処分があったという報告を受けたのは10月3日でございます。この三菱が受理した前後、丁度9月22日、入札が行われたということ
でございます。以上であります。

○議長花井紀明君 戸田 悟議員。

○13番戸田 悟君(登壇) 今、答弁をいただきましたが、国から9月18日に通知をし、三菱重工業㈱は9月19日に受理したと。釧路広域連合に対しては10月3日に通知をしたと。この大変な高額な工事を受注する、入札をするという段階において、国は三菱重工業㈱にその日に通知をして受理は翌日。その時点で本来は釧路広域連合に電話もしくは後日文書を通知をするという、その本来の姿があつてしかるべき状況であるというふうに、私は思います。

この10月3日に通知をしたということは、取ればいい、格安で受注をしてその結果さえ作ればいいという判断を持たれてもいたしかたないというふうに、私は考えます。この点、しっかり判断をしてこの施設建設に臨まなければ、今後あらゆる事が起きてきた時に、明確に言って結果を作ることが可能なかどうかという判断をしなければなら
ないんです。

私たちは大人の責任として20年後の子供たちのために責任を持ち、今、結論を出さなければなりません。

単なる地元企業活用だけの問題ではないのです。本来に安全で安心で経済的で環境保全をし、そしてごみの変質、変格にも対応できる施設として安定した稼働ができるかどうかの施設なんです。その事を判断した時、安易な1つの流れで判断することが正しいのかと。

ですからこの指名停止処分、今、釧路市の規程に合わせるとそれは合致しないという答弁であります、今の国から三菱重工業㈱が通知を受けて、受けた後の対応のその期間の間のあいている部分について、本来は三菱重工業㈱に対して、どのような対応であったか求めるべきであり、今回の契約に関しては釧路広域連合議会からも、辞退を申し出るべきであり、メーカーとしては、自ら辞退すべき、そういうふうに考えますので、もう1度、ご答弁をいただきたいと思
います。

○議長花井紀明君 理事者の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長伊東良孝君(登壇) 国土交通省の関東地方整備局長から三菱重工業㈱に指示書というものが出されたのがこの9月18日付けであります。これは、読んでみますと建設業法第28条第1項の規定に基づき別紙理由書記載の理由による下記のとおり指示する。なお、この処分に不服ある時は、ということで国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

記1 今回の事件の再発を防ぐため少なくとも以下の事項について必要な措置を講じることとして、3点あります。

違反内容及びこれに対する処分内容等について各職員に速やかに周知徹底すること。

建設業法及び関連法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育これらの計画を作成し、各職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。

適正な施工体制を確保するよう業務運営方法の調査

点検を行うとともに、業務監督体制の整備を行うこと。

こういう3点の指示が三菱重工(株)の社長宛に出されているところであります。

10月6日、指名停止の通知がここで発令をされている訳であります。

この今回の処分、先程から何回も申し上げますように、北海道内もしくは釧路市内における建設業法の規定に違反した場合、釧路市は指名停止をするということになっておりますので、関東及び東北のこの建設業法の規定に違反したというのは、これは当たらないわけであります。

また、この監督処分に関連しまして、北海道内及び道内主要都市に処分の事例を調査しましたところ、全く処分の事例はありません。

本日4時から開催予定の釧路市指名委員会におきまして、三菱重工(株)に対して処分しない旨、報告確認することにもなっておりますので、これをもってして辞退とか、これが不相当だという話にはならないのではないかなど、このように思うところであります。

以上でございます。

○議長花井紀明君 以上をもって、質疑並びに一般質問を終結いたします。

はい、渡辺議員。

○19番渡辺慶蔵君 この件について発言したいと思いますが、今の戸田議員の質問についてですね、先程議員協議会の時には、あらためて議員協議会を開催必要ないということで確認しましたが、いまい度、議員協議会でもう少し詳しくですね、協議をしたいというふうに思いますので、一旦、休憩をしていただければというふうに思います。

○議長花井紀明君 ただいまの議事進行に対して、ご意見がありました、これについては釧路市の指名停止基準に該当しないということ、これは答弁として出ておりますので、それに対する疑議、質疑についてはですね、該当するかしないかということについて質疑があれば別ですが、該当しないということであれば、これは別問題だというふうに考えますので、これについての取扱は今回はしないということで、当初の打ち合わせどおり進めさせていただきたいと思っております。

いいですか。

○19番渡辺慶蔵君 ただ、この後ですね、直ちに表決にも入ることになりますよね。その表決をする判断がですね、先程までの連合長と戸田議員のやり取りを聞くそうですね、表決する判断に時間を欲しいというふうに思いますので、一旦、休憩をいただければということです。

○議長花井紀明君 ちょっとその今の質問の意味がよく分からないんですが、何のために時間を。

○19番渡辺慶蔵君 三菱重工(株)の指名停止処

分について、連合長の答弁を聞いたのですが、いまい度、もう少し詳しくですね、議員協議会が何か開いてそのことについて改めて、協議をした上で表決に臨みたいというふうに思います。

○議長花井紀明君 違反をするかしないかということについてですか。現実に東北地方整備局から出たそういう指名停止処分という処分が、釧路のその契約基準に抵触するかしないかということを確認することですか。

執行部の方はしないと、それは東北での違反は釧路市では違反しないという答弁が出ているんですが、それを確認するんですか。

○19番渡辺慶蔵君 それも含めてということですか。

○議長花井紀明君 答弁が納得しないということですけども、争点はそこですね。指名停止を受けたという事実はあると。東北地方整備局からの指名停止を受けたという事実はあると。しかし、その事実は釧路の契約に対して影響しないというその決まりについて、もし論議をすれば、これはこの問題とは別の論議になってしまうので、釧路市の契約基準そのものの問題になるので、ちょっとこの場合の論議に馴染まないかなという感じしますけどね。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長花井紀明君 どうですか。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長花井紀明君 予定どおりこれは協議会を持たないという形で進行させていただきます。それでは、この際、お諮りいたします。

議案第7号ほか1件討論省略

○議長花井紀明君 議案第7号及び第8号に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長花井紀明君 ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第7号表決(起立多数・認定)

○議長花井紀明君 議案第7号、平成14年度釧路広域連合一般会計決算認定の件を採決いたします。

本案を原案認定と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔「起立」多数〕

○議長花井紀明君 起立、多数と認めます。よって本案は原案認定と決しました。

議案第8号表決(起立多数・可決)

○議長花井紀明君 議案第8号、工事請負契約の締結に関する件を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕多数

○議長花井紀明君 起立、多数と認めます。よって本案は原案可決と決しました。

閉会宣告

○議長花井紀明君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成15年第3回釧路広域連合議会10月定例会はこれをもって閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 花井 紀 明

同 議員 高橋 享 曳

同 議員 黒木 満

平成15年第3回釧路広域連合議会10月定例会議決結果表

会 期 自 平成15年10月9日

至 平成15年10月9日

(1日間)

釧路広域連合議会議長 花 井 紀 明

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
議案第7号	平成14年度釧路広域連合一般会計決算認定の件	連 合 長	15. 10. 9	原案認定
議案第8号	工事請負契約の締結に関する件	〃	〃	原案可決

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧広連監報告第2号	例月出納検査報告書	監査委員	15. 10. 9	報告完了
釧広連監報告第3号	例月出納検査報告書	〃	〃	〃

平成15年第3回釧路広域連合議会 10月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	発言項目(要旨)
1	10/9 (木)	17番 梅津則行 (釧路市)	1 工事請負契約に関連して (1) 価格 (2) 安全性 (3) 事故防止マニュアル
2	10/9 (木)	13番 戸田悟 (釧路市)	1 ごみ処理施設建設工事入札結果の問題点 (1) 入札までの経過と結果の問題認識 (2) 今後の建設工事と監理

平成15年第3回10月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	15. 10. 9	木	本 会 議	開会 13：21～14：38 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 議席発言 表決 閉会

釧路広域連合議会会議録
平成15年第3回10月定例会

平成15年12月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7-5
電話 (0154) 31-4581

印刷 株式会社 藤プリント
電話 (0154) 22-9311